

中世後期荘園における名^{みょう}の地理的分布と村落
- 検注帳のデータベース化による分析 -
Geographical distribution of *myo* and villages
in manors during the late medieval period
- Analysis based on a *kenchuchu* database -

赤松 秀亮

Hideaki Akamatsu

早稲田大学大学院文学研究科博士後期課程, 東京都新宿区戸山 1-24-1

Waseda University, 1-24-1, Toyama, Shinjuku-ku, Tokyo

あらまし: 名^{みょう}とは、荘園における徴税のための単位である。名を構成する耕地は散在的で、現地の実態を必ずしも反映しないと理解されてきた。本論文は、散在的とされる名の耕地が、荘園内の各村落にどのように分布していたのかを検討し、名が現地の地理的状況に規定されつつ、形成されたことを明らかにしようとするものである。分析の手法としては、播磨国矢野荘を事例に、検注帳(荘内の耕地の土地区分や面積、所属する名、地名などを記した中世の徴税台帳)を表計算ソフトに入力、データベース化し、データを抽出・集計することで、これまで知られてこなかった事実を発見し、新たな研究の可能性を探る。

Summary: “*Myo*” was used as a unit of measurement for the purpose of levying taxes on manors. It has been the understanding thus far that the agricultural land constituting a *myo* was dispersed and did not necessarily reflect the actual local circumstances. The present study seeks to examine the manner in which the agricultural land of the *myo*, which is thought to be dispersed, was distributed among the villages within the premises of the manor and clarify how the *myo* was formed while being defined by the local geographical situation. As the means for conducting the analysis, spreadsheet software was used to input *kenchuchu* data (medieval taxation ledgers recording the classification and area of the manor’s agricultural land, affiliations, place names, etc.), taking the Yano Manor in Harima Province as an example, a database was created and, by extracting and tabulating data, heretofore unknown facts are being discovered and the potential for new research is being pursued.

キーワード: 荘園, 村落, 名, 検注帳, 矢野荘

Keywords: Manor, village, *myo*, *kenchuchu*, Yano Manor

はじめに

日本における荘園とは、奈良時代から戦国時代(8世紀～16世紀)にかけて、約800年以上に渡り存在した中央貴族や有力寺社による大土地所有の形態、と一般的には説明される。その実態は、時代ごとに大きく異なり、なかでも中世(およそ平安時代末期～戦国時代)における荘園は、私的な大土地所有の形態でありながらも、「荘園制」や「荘園公領制」という言葉で説明されるように、社会体制や土地制度といった公的側面をあわせ持つことに特徴がある。

中世荘園の成立から衰退にいたる道筋は、在地領主

が中央貴族や有力寺社に所領を寄進したことにはじまり、在地領主の力が増すとともに、荘園領主の力は失われ、解体していくものと、かつては理解されてきた¹⁾。また、このように在地領主を軸に荘園を検討するなかで、荘園現地の実態を解明しようとする研究も進められ、その延長として、人々の生活の場である村落や地域社会について、詳細な解明がなされてきた²⁾。

一方、近年では中央権力が持つ求心性を重視した、社会体制としての荘園制像の見直しが進んでいる。具体的には、①院政期、院や摂関家が主導するかたちで、数多くの荘園が形成されたこと(立荘論)³⁾、②荘園制の解体期

とされてきた室町時代に、室町幕府によって荘園制秩序が再編・維持されていたこと(室町期荘園制論)⁴、が明らかにされている。

このように、中央権力を軸として、荘園制像が見直されるなか、村落や地域社会といった在地の動向を明らかにしようとする研究と、どのように接合を図るかは、重要な課題である。こうした課題に対し、荘園という制度と、村落という住民の生活の場、との中間的な存在に注目する必要があると筆者は考える。今回は、土地制度としての荘園を構成した要素の1つである、名^{みょう}に注目したい。

名とは、重藤名や秋次名のように、年貢の納入を請負うことで、名主となった実在の人物の名前が冠された⁵、中世荘園における徴税のための単位である⁶。すなわち、荘園内の耕地は、大半がいずれかの名に所属し、名の責任者である名主が、自らの名に属する土地の年貢納入を請負ったのである。名の特徴としては、所属する耕地が散在的に分布したことから、現地の実態から遊離した形で形成されたと理解される。しかし、その分布における法則性などは、明らかにされてはいない。加えて、人々の生活の場であった村落と名との関係も不明である。

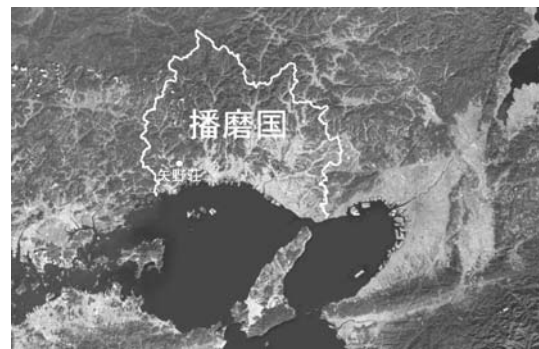
そこで本論文では、名の分布に地理的な傾向を見いだすべく、名が荘園内部の各村落にどれほど耕地を有していたか検討する。その際、分析を容易にする手段として、検注帳をデータベース化する。検注帳とは、荘園において耕地ごとの土地調査(=検注)の結果、田や畠などの土地区分、面積、所属する名、地名などが記載された、中世における徴税のための土地台帳であり、荘園現地の状況を把握するうえで不可欠の史料である。そのため、検注帳が豊富に現存する、播磨国矢野荘(現兵庫県相生市)を考察対象とする【地図1】。

検注帳を用いた名の分析は、1950年代から60年代にかけて盛んに行われ、矢野荘をフィールドとする研究も複数存在する⁷。本論文では、かつての研究でもたびたび用いられた、正安元年(1299)に作成された検注帳(以下、正安検注帳)を主な検討素材とする。この検注帳には、1650にもものぼる田畠が記載され、100を超える名が確認される。また、その記載様式は名ごとに並べられたのではなく、土地の調査日ごとに記されている(こうした形式の検注帳を取帳と呼ぶ⁸)。そのため、これほど膨大なデータを手作業で、名ごとに並べなおし、面積を算出し、網羅的に分析することは、要する時間といい、計算の精度といい、かつての研究には技術的制約が伴ったと想定される。

その後、検注帳に記載された数値の信憑性に疑義が示されたこと⁹や名研究が低調であることから、検注帳を

用いた名の分析はあまり行われていない。しかしながら、正安検注帳に記載された情報をもとに、矢野荘内の中世地名の位置や各村落の範囲を比定した榎原雅治氏の精緻な研究に象徴されるように¹⁰、検注帳の情報には、明らかに現地の実態が反映されている。

電子機器が整備された今日、正安検注帳の全ての情報を耕地ごとに、表計算ソフトへ入力、作業用データベースを作成することで、かつて存在した技術的制約を越えて、未知の事実に迫りうるようになった。以下では、筆者が作成した作業用データベースを用いて行った分析結果を示し、新たな研究の可能性を探りたい。



【地図1】矢野荘の位置

基図は、米国 Esri 社提供の衛星画像 (Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AEX, Getmapping, Aerogrid, IGN, IGP, swisstopo, and the GIS User Community) を使用した。

1. 矢野荘の地域区分・村落の概況と

正安検注帳データベースの入力方針

矢野荘は成立以来、さまざまな歴史的経緯によって分割され、複数の領主がそれぞれの支配地域を治めた。そのため、地域区分が複雑であるとともに、史料の残存状況も地域によって大きく異なる。本章ではまず、矢野荘の地域区分や考察対象となる村落の概況をまとめ、考察の前提とする¹¹。そのうえで、分析の基本史料となる正安検注帳の特徴およびデータベースの入力方針を述べる。

荘内の地域区分

ここでは、【地図2】を参照しながら、荘域分割の経緯を整理し、本論文における考察地域を明確にする。

保延3年(1137)、矢野荘は、鳥羽上皇の寵愛を受けた美福門院得子の荘園として成立した。美福門院の死後は、娘である八条院暲子が相続し、八条院領の一部となった。その後は、八条院の後継者である歴代の女院に伝えられた。なお、美福門院は、乳母であった伯耆局という人物を、実際に荘園を経営する預所職に任命した。以後14世紀前半まで、この伯耆局の子孫藤原氏が預所(領家)¹²とし

て、代々の女院に奉仕しながら、荘園経営にあたった。

仁安2年(1167)、八条院は荘内の田地43町余を、自身の御願寺である歓喜光院に寄進した。このとき寄進された田地を別名とよび、矢野荘全域から別名を差し引いた部分を例名と呼ぶ。建長3年(1251)、藤原隆範は、例名内の湾岸部である浦分を娘に譲渡し、浦分は藤原氏のなかでも別系統に相伝された。そして、例名から浦分を差し引いた地域は、便宜的に「例名」と呼ばれている¹³。

承久の乱(1221)後、矢野荘には相模国を本拠とする海老名氏が地頭に任命された。13世紀後半、地頭海老名氏と領家藤原氏は、荘園支配をめぐる対立し、争いは鎌倉幕府の法廷に持ち込まれた。幕府の採決は、土地の分割(下地中分)による和解を命じ、正安元年(1299)、「例名」は領家方と地頭方に分割された。正和2年(1313)、領家方は、このとき八条院領を継承していた後宇多法皇によって、東寺に寄進された。

東寺に寄進されたことで、領家方の歴史は、世界記憶遺産「東寺百合文書」をはじめ、同寺に残された大量の史料から、詳しく知ることができる。一方、ここまで見てきた別名や浦分、地頭方について、知るところは少ない。こうした史料の残存状況より、本論文では領家方を中心に、名や村落について検討していく。

荘内の村落

東寺に残された史料のなかで、正安元年に領家と地頭が支配地域を分割した際に作成された正安検注帳は、分割対象である「例名」全域(領家方と地頭方)の耕地が記載され、現存する矢野荘の検注帳のなかで、最も広域の情報を知りうる。

正安検注帳は2種類が現存している¹⁴。1つは、永仁6年11月から翌正安元年11月まで行われた実検の順に、「例名」全域の田畠を記載した帳簿(以下、実検取帳)であり、いま1つは、地頭方の耕地のみを、記載したもの(以下、地頭方分帳)である。

そしてこの地頭方分帳では、耕地を村落ごとにまとめ直していることから、地頭方の村落17ヶ村(勘野・長井・鍋子・二木・柁山・ホリマチ・霜田・寺田・中ハサミ・八東・玉井・宮尾・瓦谷・入野・コウノス・東雨内・黒蔵)を知ることができる。一方、領家方では、東寺が室町期まで、年貢の徴収を単単位で行ったため、村について記述した史料は少ない。しかし、宝徳3年(1451)に作成された検注帳には、領家方の村落すべてを列挙しており、若狭野・田井・雨内・西奥・能毛の5ヶ村を知ることができる¹⁵。

以上から、史料上確認できる矢野荘の村落は領家方・地頭方合わせて22ヶ村となる【地図3】。



【地図2】矢野荘の地域区分

注20 拙稿「鎌倉末期播磨国矢野荘の領域構成」より引用。



【地図3】領家方・地頭方の村落

注20 拙稿「鎌倉末期播磨国矢野荘の領域構成」より引用。

なお、地図中にある奥野山は、中世では村落として記されないものの、鎌倉時代末期から室町時代後期まで田所を務めた有力家主の本位田氏が拠点とした地域であり¹⁶、中世段階から田畠が広く展開し、近世には奥野山村として集落が形成されている。そのため、奥野山についても村落として把握する。

正安検注帳

続いて、正安検注帳に話を移したい。すでに述べたように、正安検注帳は2種類ある。そのうち、「例名」全域の田畠を記載した実検取帳を基に作業用のデータベースを作成した。作成方針を述べるまえに、【写真 1】や次に示す【史料 1】を参照しつつ、実検取帳の記載スタイルおよび、その読み方を確認したい。

【史料 1】(合点は省略)

十一月三日

一条 常勝谷 (三十)	(所) カマテノロ
一坪二反 卅 守友	新一、二反五 守友
(代脱)	
常勝谷コモ池	一条 ヒノ木坪 (二十)
新一、卅五 守友	二坪 二反廿五 守友
	カマテノロ
(追筆)「畠一」五代秋	守友

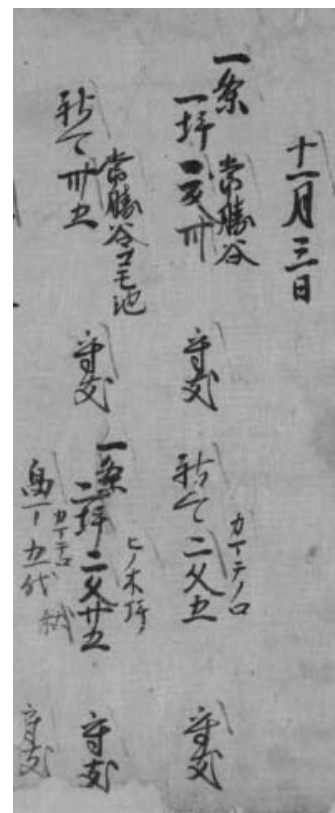
11月3日は、検注が行われた日付を示し、この日は5ヶ所の土地で検注が行われた。まず、2行目左側(【写真 1】では2行目上段)に注目すると、「常勝谷」とある。これは耕地が所在する地名をさす。1条1坪は矢野荘が形成された際に存在した田に付された番号であり¹⁷、耕地の面積は2反30代(2.6反、1反=50代)、所属する名は守友名である。次の2行目右側も、前段とほぼ同様の読みをするが、冒頭の「新一」は、矢野荘成立後、新たに開墾された新田が一ヶ所あることをさす。すなわち、カマテノロにある新田は2反5代(2.1反)で守友名に属すると読む。続いて、4行目右側は、カマテノロにある畠5代(0.1反)では秋麦¹⁸を栽培し、守友名に属すると読む。このように土地区分は概ね、条坪の番号が付された本田および新田、畠の3種類に分けられ、そのなかに竹・道・溝・荒地・寺社敷地など、様々な種類の土地利用状況が注記される。

以上のような様式で1650ヶ所を越える耕地が記載されているのが正安検注帳であり、データベース化を行うにあたっては、日付、地名、土地区分、所属する名の名前、耕地内に含まれる竹や道などの土地利用状況の種類、田畠をめぐる相論の有無など、史料上に見える全ての情

報を入力項目として1つずつ入力していく【表 1】。これにより、各名の面積や土地区分ごとの集計などは瞬時に行えるようになる。とはいえ、これだけでは地理的情報が中世地名だけとなり、矢野荘の中世地名が現在のどこにあたるかを知らなければ、名の分布を検討できず、汎用性は甚だ低いものとなる。

そこで筆者は、分析の便をはかるべく、その耕地が領家方・地頭方のいずれに属するか、またその耕地が所属する村落を、データベースの項目に設定した。具体的に述べるならば、領家方・地頭方の区分は、地頭方分帳によって地頭方の耕地が明らかである以上、実検取帳と地頭方分帳の重複するものを地頭方、実検取帳にしか見えないものを領家方とした。また、各耕地がどの村落に含まれるかについては、地頭方分帳では村落ごとに耕地をまとめ直しているため、その記載に従って各村落の範囲を比定した。また領家方については、榎原氏の研究によって各村落の範囲が明らかにされているため、同氏の成果に拠った¹⁹。

次章では、作成したデータベースを活用することでどのような新たな事実が浮かび上がってくるのか、考察を進めていきたい。



【写真 1】実検取帳【史料 1】部分抜粋

東寺百合文書 web: <http://hyakugo.kyoto.jp/>より転載。

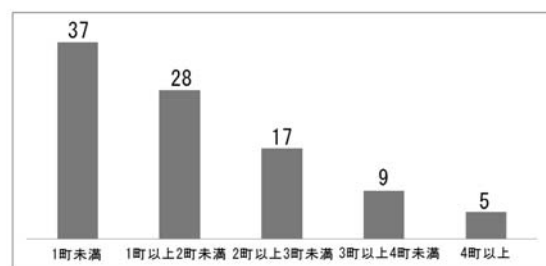
	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q
	No	期(注月)	地籍	姓	名	備考	地名	合計面積(㎡)	△	坪	本田(反)	本田(代)	新田(反)	新田(代)	畠(反)	畠(代)
1	1	11月3日	地籍	郡野	守友		常穂谷	2.6	1	1	2	30				
2	2	11月3日	地籍	郡野	守友		カマテノロ	21					2			
3	3	11月3日	地籍	郡野	守友		常穂谷(宝満)	0.7						35		
4	4	11月3日	地籍	郡野	守友		ヒ、流井	2.5								
5	5	11月3日	地籍	郡野	守友		カマテノロ	0.1								5
6	6	11月8日	地籍	寺田	忠勝		エウ	4.4	2	27	4	20				
7	7	11月8日	地籍	寺田	忠勝		同所(エウ)シモンノイ	0.4								20
8	8	11月8日	地籍	寺田	貞光		エウ	3.8	6	1	3	45				
9	9	11月8日	地籍	寺田	貞光		同所(エウ)	0.8								
10	10	11月10日	地籍	寺田	吉正		エウ	1.5	5	36	1	25				
11	11	11月10日	地籍	寺田	貞光		エウノ西川井ハ	1.1	6	1					1	5
12	12	11月10日	地籍	寺田	貞光		エウ	1.6							1	30
13	13	11月10日	地籍	寺田	貞光		同所(6畠1坪)	0.4	6	1		20				
14	14	11月10日	地籍	寺田	松次		松原河原	0.6								30
15	15	11月12日	地籍	寺田	重清		エウ	1	5	35	1					
16	16	11月12日	地籍	寺田	重清		同所(エウ)	1	5	27	1					
17	17	11月12日	地籍	寺田	重清		同所(エウ)	0.1								5
18	18	11月12日	地籍	寺田	重清		エウ	8.3	6	3	6	35	1	30		
19	19	11月12日	地籍	寺田	重清		エウ	0.3								15
20	20	11月12日	地籍	寺田	重清		エウノ住	0.5								25
21	21	11月12日	地籍	寺田	重清		エウノ兼	3.1	4	15	3	5				
22	22	11月12日	地籍	寺田	重清		同所(エウ)	1							1	
23	23	11月12日	地籍	寺田	貞貞		エウ	1	5	34					1	
24	24	11月12日	地籍	寺田	貞貞		エウ	2.3								
25	25	11月12日	地籍	寺田	忠勝		エウ	1					1			
26	26	11月13日	地籍	寺田	松次		コモフチ	2	5	24	2					
27	27	11月13日	地籍	寺田	藤二郎	九郎	コモフチ	0.6	5	24		30				
28	28	11月13日	地籍	寺田	藤二郎		寺田	1.5	5	21	1	25				
29	29	11月13日	地籍	寺田	重清		寺田	2.2	5	22	2	10				
30	30	11月13日	地籍	寺田	公文		コモフチ	1.2	5							
31	31	11月13日	地籍	寺田	貞貞		住西	0.6	5	20		30				
32	32	11月13日	地籍	寺田	貞貞		同坪(住)	0.5								25
33	33	11月13日	地籍	寺田	貞貞		住西	1								
34	34	11月13日	地籍	寺田	忠勝		寺田貞貞兼	2.1	5	21	2	5				

- 検注帳データベースの活用事例 -

名の地理的分布

そのため、名の地理的分布を考えるにあたっては、重藤名のような在地領主の持つ、大規模名ではなく、一般的な荘官や百姓が名主となっている名を分析するのが妥当と考える。

町(10反)未満の小規模な名が約4割を占める一方、6町(60反)を越える大規模な名も存在する。ここでは多くの耕地が集まって名を形成する中規模以上の名について(具体的には2町(20反)を越える)、その分布をみていきたい。



【図1】耕地規模別で分類した名の数

複数の村にまたがって分布した名について検討するうえで、再び【地図 3】に目を転じたい。まず、8ヶ村にわたって耕地が分布した是藤名(耕地数 36、面積 60.4 反)に注目すると、是藤名の耕地が存在した村落はホリマチ・霜田・寺田・中ハサミ・田井・若狭野・瓦谷・雨内であり、概ね荘域中部から南部に分布し、北部には耕地を有していな

かったことがわかる。

ここで思い起こしたいのは、実検取帳が検注の日付ごとに記載されていることである。永仁6年11月から翌正安元年11月まで1年をかけて行われた、この検注では、最初に筋野村と寺田村で一部の耕地を調査したのは、概ね、筋野→能毛→長井→西奥→鍋子→二木→栂山→ホリマチ→霜田→寺田→中ハサミ→八東→田井→奥野山→若狭野→玉井→宮尾→瓦谷→入野→コウノス→東雨内→雨内の順で調査が行われた。ということは、検注帳の前半部に出てくる名は荘域北部に、後半部に出てくる名は荘域南部に耕地を有すると予測される。そこで正安元年正月に耕地が初めて検注されている常得名(耕地数14、面積24.5反)についてみると、その耕地は、筋野、能毛、長井、西奥、鍋子の各村に分布していた。一方、正安元年6月に初めて耕地が検注されている守次名(耕地数56、面積64.5反)では耕地が宮尾、瓦谷、入野、コウノスに分布している。すなわち、常得名では北部の村落に、守次名では南部の村落に分布している。こうした傾向は他の名でも同様であることから²¹、矢野荘の名は散在的であったとしても、近接した範囲で形成されており、名の分布範囲に地理的制約が伴っていたと指摘できる。

名の景観と名主

前節の考察から、矢野荘では名が在地の実態を踏まえ、形成されていたことが判明した。ここでは、名がこれまで認識されてきたより、実態的なものであったことを、さらに論ずべく、名の景観および名と名主の関係について考察する。素材としては、鎌倉時代末期から室町時代後期まで荘官の1つである田所をつとめたことから、史料的に恵まれる本位田氏に注目する。

本位田氏の拠点が奥野山の谷戸の付け根にあったことは、すでに榎原氏が現地調査によって指摘しているが²²、この本位田氏の拠点、奥野山と本位田氏が所持した名の間には何らかの関係を見いだせるのだろうか。本位田氏が名主をつとめた名は、鎌倉時代末期には2つであったが、その後、名を新たに取得したり、手放したりしつつ、室町時代後期には6つにまで増加した²³。そのなかで、本位田氏が一貫して所持続けた名が延里名であり、この延里名には、名の景観をうかがわせる興味深い史料がある。

貞和3年(1347)から観応元年(1350)にかけて行われた、矢野荘の支配をめぐる東寺僧土士の争いは、現地を巻き込む形で展開した。現地情勢が不安定化な状況のなか、周辺の武家勢力は荘内への乱入を企てるなど、東寺の矢野荘支配は危機に瀕していた。このとき田所昌範は、

「田所管領名延里内、依〔為〕口彼〔用〕口害」(田所が管理する名である延里のなかで、その場所は要害であるため)、

東寺の荘園支配の拠点である政所を延里名内に誘致することを申し出ている²⁴。この記述では、延里名がまとまりをもった空間のように記され、また要害の地に立地していたことがうかがえる。そこで、作成したデータベースから、延里名(耕地数8、面積13.7反)を抽出し、村落別分布を考えると、若狭野2.1反(耕地数1)、奥野山10.8反(耕地数6)、雨内0.8反(耕地数1)であり、奥野山の耕地面積が約80%を占め、圧倒的に高い。延里名は、他の村落にも耕地を有し、散在的に見えるものの、奥野山に集中的に分布していた。すでに述べたように、この奥野山は、本位田氏が拠点を構えた場所であり、谷戸に展開したその地形といい、要害延里名の景観に符合する場所と考えられる²⁵。このように延里名は、名主本位田氏の拠点近くに耕地が集中し、周辺村落にも耕地を有するという構造をとっていた。

こうした名の耕地が特定の村落に集中して分布する事例は、他にいくつも挙げることができる。たとえば光安名(耕地数32、22.3反)では、二木20.4反・栂山0.6反・ホリマチ1.3反、吉真名(耕地数34、面積35.9反)では若狭野28.7反・玉井0.9反・コウノス4.6反・雨内1.7反のように、特定の村落への耕地の偏りは著しい。鎌倉時代末期の矢野荘における名の分布は、核となる村落に耕地が集中しつつ、周辺村落にも耕地片を有する形で、成り立っていたと示唆される。

なお、南北朝期の貞和2年に作成された検注帳(貞和2年名寄帳)を分析すると²⁶、延里名の面積は14.6反と面積自体はやや増加している一方、村落別の内訳は、若狭野5.9反、奥野山6.3反、田井0.6反、雨内1.8反である。依然、奥野山の比率が最も高いものの、若狭野・雨内・田井の面積が増加することで、耕地が集中的に分布する特質は減退している。実検取帳が作成される契機となった13世紀末の下地中分から、貞和2年名寄帳が作成された14世紀半ばの間に、新たに領主となった東寺によって名の改変がなされた可能性は十分想定できるものの、詳しいことは今後の課題としたい。

おわりに

名とは、荘園における徴税の単位であり、その分布は散在的で現地の実態はあまり反映されていないと理解されてきた。本論文では、名の地理的分布と村落の関係を軸に、検注帳のデータベース化による分析から得られた結果を示してきたが、以下、各章の概要をまとめた。

第 1 章では、矢野荘の複雑な領域構成を整理し、村落の概況を確認した。そのうえで、作成した作業用データベースの入力方針を述べ、単に検注帳の記載内容を入力するのでは、その地理的状況が把握しづらいことから、検注帳に記載された耕地が、領家と地頭どちらの支配地域なのか、またどの村落に所属するのか入力することが重要であると指摘した。

第 2 章では作成したデータベースを用いて分析をおこなった。まず、基本史料とした実検取帳では、耕地が検注の日付ごとに記載されていることから、検注が始まった当初に調査された耕地の名と検注の終盤で行われた名とで、分布する村落に違いがみられるのか検討した。結果として、検注の初めに調査された耕地の名は北部の村落に、終盤に調査された耕地の名は南部の村落にまとまって分布しており、名の分布範囲には地理的制約が存在していたと判明した。このように、名が現地の実態に基づいて形成されていたことから、続いて、名の景観および名と名主の関係を検討した。そこでは、田所本位田氏と、同氏が鎌倉時代末期から室町時代後期まで一貫して所持した延里名の関係に注目した。延里名の耕地は、本位田氏が拠点を構えた奥野山に集中的に分布し、他の村落の耕地は限定されたことから、名が、名主の生活拠点である村落に集中しつつ、他の村落に耕地片を持つ形をとっていたことを指摘した。

今回分析した検注帳のように、荘園領主による年貢収取を目的に作成・保存された荘園文書から、どのようにして荘園現地の実態に迫りうるかは、荘園や村落を研究するうえで、常に考えなければならない問いであろう。本論文で示したように、検注帳の分析は、意志の伝達手段としての書状形式の古文書には見えてこない、現地の状況が秘められた史料である。現在、名に注目した研究は低調であるが、電子機器が大きく進歩した現在だからこそ、膨大な情報を処理し、到達できる未知の事柄があると考えている。本論文で得られた見通しをもとに、日本中世史研究における名や村落をめぐる課題の解決に向けた議論を、さらに進めていきたい。

注

¹ こうした見方から荘園の成立・展開・衰退を段階的に描いた代表的な著作として、永原慶二『荘園』（吉川弘文館、1998 年）が挙げられる。

² 在地研究に関する研究史は、荘園・村落史研究会編『中世村落と地域社会』（高志書院、2016 年）に詳しい。

³ 川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、2000 年）、高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』（塙書房、2004 年）、鎌倉佐保『日本中世荘園制成立史論』（塙書房、2009 年）。

⁴ 高橋一樹編『共同研究』室町期荘園制の研究』（『国立歴史民俗博物館研究報告』第 104 集、2003 年）、伊藤俊一『室町期荘園制の研究』（塙書房、2010 年）。

⁵ 重藤名・秋次名は、本論文で事例として扱う矢野荘の名であり、重藤・秋次は矢野荘の前身である、久富保を開発した秦為辰の従者として実在した人物である（延久 3 年 6 月 25 日「播磨大掾秦為辰解案」、「東寺百合文書」中函 5 号-1、『相生市史』矢野荘史料編年文書 7 号-1、以下「東百」、「相生」編年と略記する）。

⁶ 稲垣泰彦「中世の農業経営と収取形態」（同『日本中世社会史論』、東京大学出版会、1981 年、初出は 1975 年）、安田次郎「百姓名と土地所有」（『史学雑誌』90 編 4 号、1981 年）。

⁷ 宮川満「播磨国矢野庄」（柴田実編『庄園村落の構造』創元社、1955 年）、麻野（脇田）晴子「鎌倉末期播磨国矢野庄の一考察」（『兵庫史学』9 号、1956 年）、北爪真佐夫「中世矢野庄の農民」（『歴史学研究』319 号、1966 年）、上島有「中世村落と庄家の一揆」（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社、1970 年）、「播磨国矢野庄の条里について」（小葉田淳教授退官記念事業会編『国史論集』小葉田淳教授退官記念事業会、1970 年）。

⁸ 富澤清人『中世荘園と検注』（平凡社、1996 年）。

⁹ 黒田俊雄「鎌倉時代の荘園の勸農と農民層の構成」（同『日本中世封建制論』東京大学出版会、1974 年、初出は 1962 年）、網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』（東京大学出版会、1978 年）。

¹⁰ 榎原雅治「汎矢野庄の空間構成」（同『日本中世地域社会の構造』校倉書房、2000 年、初出は 1999 年）。

¹¹ 矢野荘の概略は『相生市史』第 1 巻・第 2 巻（馬田綾子氏執筆部分）に拠った。合わせて参照されたい。

¹² 領家とは預所の美称であり、鎌倉時代以降、広く用いられた（西谷正浩「荘園所職の性格」、同『日本中世の所有構造』塙書房、2006 年、初出は 2002 年）。女院が藤原氏

を「預所」に任じる史料は、13 世紀半ばが終見であり(年月日不詳「矢野荘相伝文書目録」、「東百」カ函 239 号、『相生』編年 30 号)、それ以降は「領家」という表記が用いられた。

¹³ 馬田綾子「矢野荘」(『講座日本荘園史 第 8 巻』吉川弘文館、2001 年)。

¹⁴ 正安元年 11 月 5 日「例名実検取帳案」(「東百」テ函 8 号、『相生』編年 21 号)、正安元年 12 月 14 日「例名東方地頭分下地中分々帳案」(「東百」み函 8 号、『相生』編年 22 号)。

¹⁵ 宝徳 3 年 11 月日「供僧・学衆両方内検帳」(「東百」ト函 106 号、『相生』編年 991 号)。

¹⁶ 前掲注 10 榎原氏論文。

¹⁷ 土地区分の変更などで失われた坪もあるものの、1 条につき 36 坪あり、17 条まで確認される。

¹⁸ 黒田智「秋麦」とはなにか」(『民衆史研究』54 号、1997 年)。

¹⁹ 前掲注 10 榎原氏論文。

²⁰ 拙稿「鎌倉末期播磨国矢野荘の領域構成」(『鎌倉遺文研究』35 号、2015 年)。

²¹ 例えば、次節で扱う光安名は荘域北部の村落に、延里名・吉真名は荘域南部に分布している。

²² 前掲注 10 榎原氏論文。

²³ 嘉暦元年 2 月日「例名福勝寺免田并延里・得善名名主職補任状案」(『教王護国寺文書』309 号、『相生』編年 79 号)、応永 11 年 10 月 9 日「原・田所名田畠下地注文」(「東百」ら函 4 号、『相生』編年 626 号)、永享 5 年 10 月 21 日「供僧方内検帳」(『教王護国寺文書』1160 号-1、『相生』編年 826 号-1)・永享 5 年 10 月 21 日「学衆方内検帳」(「東百」ヲ函 138 号、『相生』編年 827 号)、長祿 4 年 10 月 22 日「東寺方内検帳」(「東百」ま函 13 号-1、『相生』編年 1065 号)他。

²⁴ 「学衆方評定引付」貞和 5 年 4 月 10 日条(「東百」ム函 22 号、『相生』引付集 9 号)。

²⁵ 延里名の耕地は、奥野山のなかでもカウサウ^(カウサウ)という場所に集中した(カウサウの位置は、前掲注 10 榎原氏論文図 1-2)。カウサウは中ハサミから若狭野にかけて広がる平地のなかで、矢野川と宝台山系に挟まれ、やや狭くなったところに位置する。実検取帳には、宅地を指す「住」という地名表記があるが、延里名の住である「荒三本住」は、現在まで続く奥野山集落の南側にあたる。本位田氏の拠点も、あるいはこの周辺に存在したのかもしれない。

²⁶ 貞和 2 年 4 月 10 日「例名西方実検并斗代定名寄帳」(「東百」ロ函 7 号、『相生』編年 142 号)、「西方畠実検名

寄取帳」(「東百」ト函 40 号、『相生』編年 143 号)。